

【高島市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

ICTは、教育・医療・ビジネスをはじめ、ありとあらゆる場所で複雑に関係しあいながら日々進化し続けており、Society5.0時代の実現に向けた大変革が進んでいます。

これからの教育は、この変革期を乗り越える力を培うため、ICTを最大限活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」をととし、児童生徒一人ひとりが様々な情報を主体的に取捨選択する力、多様な意見を取り入れながら理解を深める力の育成が求められています。

本市では、1人1台端末とLTE高速通信ネットワークを活用し、場所や時間に制約されない学習環境を構築しています。ICTを様々な学習場面で効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、「自ら考え、判断し、行動する力」の育成を目指します。

2. GIGA第1期の総括

令和元年度～令和2年度の2年間に、全児童生徒および教職員に対し、県内唯一のLTE対応タブレット端末を配備するとともに、普通教室には大型ディスプレイ、職員室とPC教室には大容量通信用の無線接続環境を整備しました。

端末の使用場所に制限がないことから、校舎内だけでなく、体育館や運動場、校外学習先、家庭等、広範囲での多様な学習活動に活用しており、ウェブサイトや地図アプリ等で授業に必要な情報を随時調べることが可能な環境となっています。

また、ご家庭の通信環境の事情に左右されず、公教育として教育機会の不公平・不平等を生じさせることなく、全ての子どもたちに平等に学習環境を提供しており、児童生徒の情報活用能力の育成はもとより、思考力・判断力・表現力等も効果的に培うことが可能となっています。

これにより、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延による臨時休業時においても、オンライン同時双方向の授業支援などで子どもたちの学びを保障し、その後も、毎日の自宅への持ち帰り学習はもちろん、修学旅行をはじめとする校外学習での活用や長期休暇中の学習支援、不登校児童生徒向けのオンライン学習支援など、子どもたちの様々な学習場面において、1人1台端末の活用が日常化しています。

3. 1人1台端末の利活用方策

GIGA第1期では、1人1台端末を「学びを豊かにする道具」として日常的に活用することに注力してきました。

GIGA第2期においても、その方針を継承するとともに、以下の項目についての実現を目指すため、1人1台端末の整備・更新を進めます。

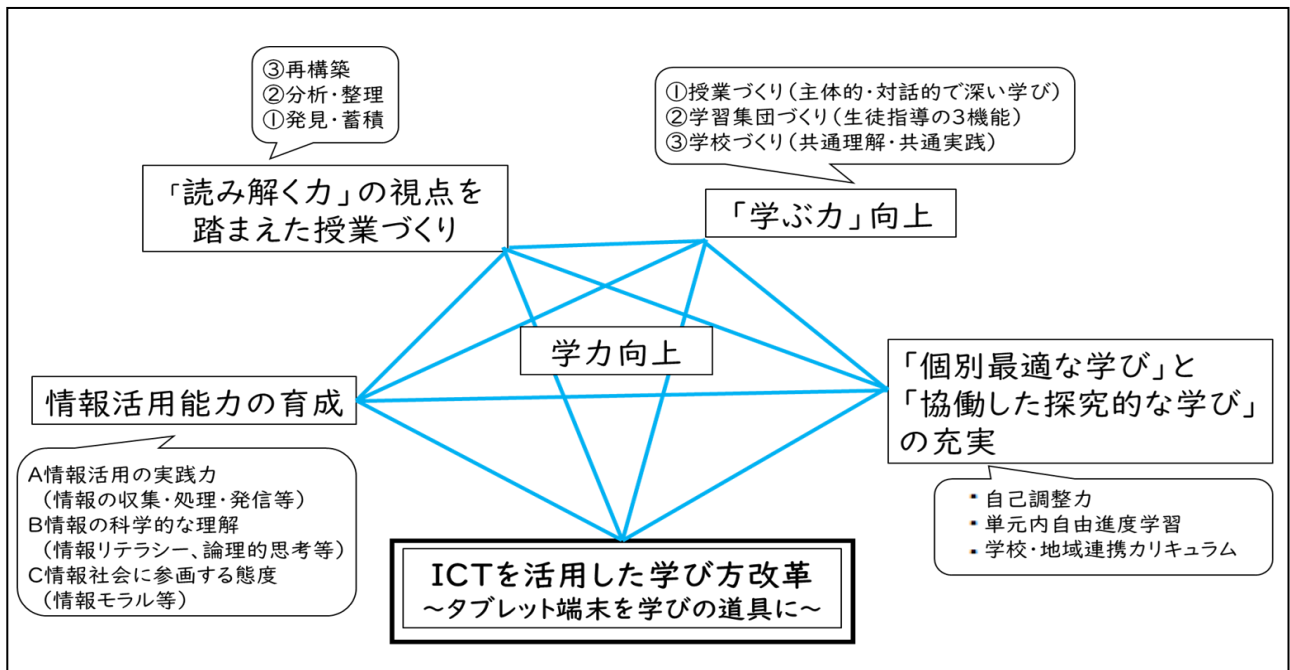
(1) 1人1台端末の積極的利活用

1人1台端末の効果的な活用により、学び方を改革し、次の内容を軸とした「個別最適な学び」と「協働した探究的な学び」の充実を図ります。

- ①情報活用能力の育成
- ②遠隔・オンライン教育の推進
- ③プログラミング教育の推進
- ④最適な教育ソフトの導入に向けた調査研究

加えて、ICTを活用した授業力向上研修、子どもたちのマナー向上やネットトラブルに関する情報リテラシー研修などを年一回以上実施し、教職員のICTスキルの向上を図るとともに、情報通信技術支援員（ICT支援員）を1人配置することにより、日常的な利活用に関する支援や、端末のメンテナンスなど、さらなる利活用促進に向けた環境を整えます。

なお、ICT支援員の人数については、現在の支援状況や当市の児童生徒数・教職員数を鑑みると適正に運用できていることから、当面は現体制を維持する予定です。



(2) 個別最適・協働的な学びの充実

端末を利活用した学習課題への取組により、理解度や学習進度、興味関心等に合わせた個別最適な学びを進めるとともに、「児童生徒が自分で調べる」「自分の考えをまとめ、発表・表現する」「教職員とやりとりする」といった場面に応じて、端末や授業支援ソフトウェア、大型ディスプレイなどと併用しながら、協働的な学びの充実を図ります。

また、タブレット端末を「学びを豊かにする道具」として活用する力も、情報活用能力の育成で高めるべき大切な力であることから、生徒指導の3機能を生かした学習集団づくりを通して、学校と連携を図りながら学校教育の質の向上を図ります。

(3) 学びの保障

オンライン同時双方向の授業支援やデジタル教科書の日常的な活用などで子どもたちの学びを保障し、公教育として教育機会の不公平・不平等を生じさせることなく、全ての子どもたちに平等に学習環境を提供することにより、下記のとおり実態に応じて端末を活用した支援を実施し、1人1台端末を最大限活用して児童生徒に応じた学びの保障を図ります。

- ・希望する不登校児童生徒へ端末を活用した授業への参加・視聴の機会を提供する。
- ・希望する児童生徒への端末を活用した教育相談を実施する。
- ・外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に端末を活用する。
- ・障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じて、端末を活用する。